

令和元年度
退職準備説明会
(医療保険制度について)

裁判所共済組合東京支部
東京高等裁判所会計課共済組合第三係

組員としての退職と 兼務組合員としての退職の違い

◆組員期間が引かぬ場合

組員	組員
兼務組合員	組員組合員
退職	退職
組員	組員
兼務組合員	組員組合員
退職	退職
組員組合員	組員組合員

◆組員期間が引き続かない場合

(組員)組員	組員
組員	組員組合員
組員	組員組合員
組員組合員	組員組合員
組員組合員	組員組合員

※ 1月でも組員でなければならない場合に限る。一旦、組員組合員ではひびくのです。
組合員ではない場合は、「もみね保険会員」と、「組員組合員」に記入する。印を必ず押す。

組員	組員組合員・組員代用組合員
組員	
組員	
組員組合員	組員組合員

再任用職員となる場合の注意点

夫婦で子を共同扶養（共働き）している方

再任用職員となることで自身の収入が減少し、配偶者との間で、「主たる生計維持者」が逆転する場合があります。

（再任用職員となった時点の収入で判断する。）

そのような場合は、子の扶養者を変更する手続が必要になります。

退職後の医療保険制度について

- 1 家族の被扶養者になる。
- 2 国民健康保険に加入する。
- 3 裁判所共済組合の任意継続組合員制度に加入する。

1 任意継続組合員制度

退職日まで引き続き1年と1日以上裁判所共済組合の組合員であった方は、希望により、退職後2年間に限り、加入することができる。

加入によるメリット

- (1) 短期給付を受ける。
- (2) 福祉事業の利用可。

※ ただし、長期給付（年金）は含まない。

2 資格の取得

提出資料（退職日から20日以内）

- (1) 任継組合員になるための申出書
- (2) 被扶養者申告書
- (3) 高齢受給者申出書（該当者のみ）

3 掛 金

掛金（短期掛金、介護掛金）

- (1) 払込期間
- (2) 額の算定
- (3) 納付期限
- (4) 前納割引
- (5) 納付手続

令和元年度 任意継続組合員掛金早見表

令和元年度		任意継続組合員					
標準報酬	短縮 標社	介額	短縮 標社	介額	月額合計	年額	1年前額
等級	退職時	30.56%	6.89%	77.12%	13.78%		
22	380,000	14,652	2,818	29,305	5,236	34,541	414,402
23	410,000	15,800	2,824	31,619	5,849	37,268	447,216
24	440,000	16,968	3,031	33,932	6,063	39,995	479,040
25	470,000	18,123	3,239	36,246	6,476	42,722	512,864
26	500,000	19,280	3,445				
27	530,000	20,438	3,651				
28	560,000	21,593	3,858				
29	590,000	22,750	4,065				
30	620,000	23,907	4,271				
31	650,000	25,064	4,478				
32	680,000	26,220	4,685				
33	710,000	27,377	4,891				
34	750,000	28,520	5,107				
35	780,000	30,672	5,443				
36	830,000	32,004	5,718	38,580	6,890	46,450	545,400
37	880,000	33,832	6,083				
38	930,000	35,660	6,407				
39	980,000	37,788	6,762				
40	1,030,000	39,716	7,096				
41	1,080,000	42,030	7,510				
42	1,130,000	44,344	7,923				
43	1,210,000	46,657	8,336				

(注)介護掛金は、40歳以上65歳未満の方に納入していただけます。65歳以上の方は、市町村に納入していただくことになります。

4 資格の喪失

次の場合は資格を喪失する。

- (1) 2年を経過したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 任継でなくなることを希望する申出をしたとき
- (4) 他の健康保険に加入したとき
- (5) 後期高齢者医療の被保険者となったとき
- (6) 期限までに掛金を払い込まなかったとき

5 利用できる、できない制度

在職中と同様に
利用できる

- (1) 共済組合上の法定給付
- (2) 附加給付
- (3) 福祉事業

利用できない
一部受給又は利用が制限されているものがある。

資格喪失後の給付

1 傷病手当金

2 出産費

3 埋葬料

1 退職時の手続き（任継以外）

(1) 貸付及び財形持家融資

(2) 団体月払い保険、グループ保険

(3) 法人カード

(4) 財形貯蓄